

○大野城環境処理センター設置及び管理条例施行規則

昭和55年4月1日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野城環境処理センター設置及び管理条例(昭和55年条例第8号)第6条の規定に基づき、施行に必要な事項を定めるものとする。

(搬入時間及び休日)

第2条 大野城環境処理センター(以下「センター」という。)における、せん定枝葉、刈草、廃木材等(以下「せん定枝葉等」という。)の搬入時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、組合長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 搬入時間

大野城環境処理センターに搬入する時間は、午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 休日

ア 日曜日(毎月の第3日曜日を除く。)及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月31日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる日を除く。)

(せん定枝葉等の搬入)

第3条 せん定枝葉等を搬入するときは、係員の指示に従い、常に清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 センターに搬入する車両で、清潔を保持することが困難な場合は、その搬入者に対し出入を禁じ、又は清掃整備を命ずることができる。

(損害賠償)

第4条 搬入者がセンターの施設、設備等をき損したときは、組合長が指示する期間内に原形に復し、又は損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第3号)

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式 略